

重要事項説明書

(訪問介護・介護予防型訪問サービス)

改定年月日 令和7年8月1日

1 事業所の概要

事業所名	福岡ケアサービス ヘルパーステーション		
所在地	福岡市西区生の松原3丁目13番15号		
事業所番号	福岡県 4071200606 号		
提供可能サービス	① 訪問介護 ② 介護予防型訪問サービス	福岡市 4071200606 号	
管理者 及び連絡先	サービス種類	管理者	連絡先
	① 訪問介護 ② 介護予防型訪問サービス	沼沢 辰朗	092-881-0090
サービス提供地域	① 訪問介護 ② 介護予防型訪問サービス	福岡市 西区・早良区	
第三者評価の受審状況 (有 ・ 無)			
実施した直近の年月日 年 月 日 (評価確定日 年 月 日)			
評価機関 : ()			
第三者評価結果の開示 (有 ・ 無)			

2 事業所の職員体制等(令和7年8月1日現在)

職 種		従事するサービス種類、業務	人 員
管理者		事業所運営全般の管理	1名(兼務)
サービス提供責任者		サービス提供従事者への指導・スケジュール管理等	2名(常勤 2名)
サービス提供従事者		訪問介護 及び 介護予防型訪問サービス	4名 常勤 2名 非常勤 2名
サービス提供従事者の資格等	介護福祉士	訪問介護 及び 介護予防型訪問サービス	2名(常勤 2名)
	介護職員 初任者研修	訪問介護 及び 介護予防型訪問サービス	0名

3 営業時間

サービス種類	平日	土・祝祭日	日曜
訪問介護	9:00～18:00	9:00～18:00	休日
介護予防型訪問サービス	9:00～18:00	9:00～18:00	休日

※営業時間内外、24時間常時電話連絡可

注)その他の休日

8月15日及び12月30日から1月3日までは原則営業しておりません。

定休日のサービスについては身体の状態や単身者等を考慮し計画書に基づき訪問サービス提供のみを行います。

4 サービス内容

- (1)「訪問介護」は、利用者の居宅(自宅)において介護福祉士又はその他法令で定める者を派遣して、入浴、排せつ、食事等の介助及び厚生労働省が定める範囲で、日常生活上の援助を行うサービスです。
- (2)「介護予防型訪問サービス」は、利用者の居宅(自宅)において介護福祉士又はその他法令、政令で定める者を派遣して、自力では困難な行為について、自立した日常生活を営めるよう厚生労働省が認める範囲で支援を行うサービスです。

5 サービス利用料及び利用者負担

(1) 訪問介護

(介護保険法に基づく1回当りの金額に①特定事業所加算Ⅱ②地域区分単価③介護職員等処遇改善加算④)

(身体介護)	基本単位 +①+②+③+④+⑤	利用者負担額		
	20分以上30分未満	3,541単位	355円(1割)	710円(2割)
30以上1時間未満	5,617単位	563円(1割)	1,126円(2割)	1,689円(3割)
1時間以上 (30分増すごとに+84単位)	8,206単位	822円(1割)	1,644円(2割)	2,466円(3割)
(身体に引き続き生活援助を行う場合)	(上記単位 +)	(上記単位 +)		
+生活援助25分まで	962単位	98円(1割)	196円(2割)	294円(3割)
+生活援助45分まで	1,893単位	191円(1割)	382円(2割)	573円(3割)
+生活援助70分まで	2,845単位	286円(1割)	572円(2割)	858円(3割)
(生活援助)		利用者負担額		
25分以上45分未満	2,588単位	259円(1割)	518円(2割)	777円(3割)
45分以上	3,198単位	321円(1割)	642円(2割)	963円(3割)
初回加算	2,578単位	258円(1割)	516円(2割)	774円(3割)
緊急時訪問加算	1,294単位	130円(1割)	260円(2割)	390円(3割)

※初回加算

新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対し、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※緊急時訪問加算

介護保険法により利用者やその家族等からの要請を受け、居宅介護支援専門員が必要と認めたとときに、訪問介護員等が居宅サービス計画書にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。

※特定事業所加算

訪問介護においてサービス向上を目指す取組を行っている事業所を評価するための加算です。

(2) 介護予防型訪問サービス(月額負担額)(福岡市が定める基準に基づく)

	基本単位数	1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度の利用(事業対象者及び要支援1.2)	1176単位	1,515円	3,030円	4,545円
週2回程度の利用(事業対象者及び要支援1.2)	2349単位	3,025円	6,050円	9,075円
週2回程度を超える利用(要支援2)	3727単位	4,798円	9,596円	14,394円

※上記負担額は福岡市の地域加算(10.70円)・介護職員等処遇改善加算Ⅱを含みます。

(3) 地域加算

介護保険法により福岡市は5級地に指定されています。

従って5級地地域加算として1単位 10.7円を乗じた額が加算されます。

- (4) 介護職員等処遇改善加算
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を適用します。所定単位数に22.4%を乗じた単位数が加算されます。
- (5) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合の超過額を含む)には全額自己負担となります。介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する居宅介護支援専門員から事前に説明があり、利用者の同意を得た上でのサービス提供となります。
- (6) 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合等、「償還払い」となる場合には、一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付(9割)を請求することになります。
- (7) 利用料支払い方法
- 現金払い
サービス提供時の翌月の支払いになります。
 - 指定口座自動引き落とし
金融機関の指定口座から毎月28日に引き落とします。
引き落とし日が銀行休業日の場合は翌営業日になります。尚、引き落としに係る手数料(110円)は利用者負担となります。
 - 振込み
等事業所の指定金融機関口座へ期日までに利用者から振り込んでいただきます。
振込みの際の手数は利用者負担となります。
- (8) サービス利用中止の場合(キャンセル料)

サービス提供時刻前30分以降もしくは訪問介護員が利用者宅訪問時に連絡があった場合	キャンセル料として700円
サービス提供日当日の午前7時以降からサービス提供時刻前30分までに連絡があった場合	キャンセル料として500円
サービス提供日当日の午前7時以前までに連絡があった場合	キャンセル料は不要です

※但し、「福岡市介護予防・日常生活支援総合事業」サービスについては対象外となります。

(9) その他

① 交通費について

○ 通常のサービス提供地域(又は送迎地域)以外の地域についてのみ、所定の交通費(実費相当)が必要となります。

- I 提供地域から、片道おおむね5キロ未満 500円
- II 提供地域から、片道おおむね5キロ以上 1000円

○ 買い物等の代行時にかかる交通費は利用者負担となります。

② 光熱費について

利用者宅サービス提供の為に使用する電気、ガス、水道等の光熱費利用者負担となります。

6 サービス提供が円滑に実施されるために

- (1) 利用者が担当ヘルパーの交代を希望される場合には、可能な限り対応致します。
- (2) ヘルパーは、法律で定められた医療行為は提供できません。
- (3) ヘルパーは、買物・薬の受取り代行等以外の金銭の取り扱いはできません。
- (4) ヘルパーは、介護保険上、利用者(要支援者・要介護者)の介護(介助)や家事の準備等を行

うこととされていますので、利用者以外の食事の準備、その他の業務については介護保険サービス対象外としてお断りいたします。

(5) ヘルパーに対する贈り物や飲食等のおもてなしはご遠慮ください。

【サービス利用に関する留意事項】

(1) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為

① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

例: コップを投げつける/蹴る/唾を吐く

② 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

例: 大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

③ 職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

例: 必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする

7 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

井上 美雪

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果についてヘルパー等に周知徹底しています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8 身体拘束について

原則として利用者に対して身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者または養護者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束廃止の為の取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止する事ができない場合に限る。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解く。

9 損害賠償について

損害賠償については、「訪問介護及び介護予防型訪問サービス利用契約書」第9条の通りであります。利用者が（事業対象者及び要支援者）からの要望により、契約以外の場所でのサービス提供を行った場合における物品破損については賠償いたしかねます。

10 当事業所のサービスの方針等

当事業所は、在宅生活を基本とし、在宅の事業対象者及び要支援者等の依頼を受け、当該訪問サービス計画に基づくサービスが確保されるよう連絡調整、その他の便宜の供与を行うとともに、お客様である利用者の自己実現にむけて最大限の支援活動を行います。

11 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

福岡ケアサービス ヘルパーステーション	電話番号	092-881-0090
	FAX番号	092-881-9454
	担当者	井上 美雪
	対応時間	9:00～18:00

○ 次の公的機関においても、苦情の申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	早良区 保健福祉センター福祉・介護保険課 092-833-4355
	西 区 保健福祉センター福祉・介護保険課 092-895-7066
福岡県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7800(代表) FAX番号 092-642-7853

12 サービス契約の終了

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による、第5条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 長期による入院、又は休止により長期間利用がない場合。もしくは、利用が見込めない場合
- (5) 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合

13 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 福岡ケアサービス
代表者名	理事長 松永 俊彦
所在地	福岡市西区生の松原3丁目13番15号
電話	092-881-0090
業務の概要	訪問介護及び福岡市日常生活支援総合事業(訪問型サービス) 認知症対応型共同生活(介護予防含む)×2 軽費老人ホーム(ケアハウス) 特別養護老人ホーム(ショートステイ含む) 老人福祉センター
事業所数	6

14 緊急時の対応

- (1) 事業者はサービス提供中に利用者の病状の急変や事故が発生した場合は、主治医(かかりつけ医)、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターまたは当該市町村担当等へ直ちに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し対策を講じ再発防止に努めます。
- (3) 緊急時の連絡先

	名 前	住所・連絡先
主治医	医師名 _____	病院名 _____ 電話 _____
緊急 連絡者 ①	氏名 _____ 続柄 _____	住所 _____ 電話 _____
緊急 連絡者 ②	氏名 _____ 続柄 _____	住所 _____ 電話 _____

- (4) 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。
- (5) 事業所への連絡について
当該事業所への連絡は「13 事業者の概要」に記載の電話番号にて速やかに対応できる体制を整えています。

15 この重要事項説明書は「訪問介護・介護予防型訪問サービス」のいずれにも適用するものとします。